

平成30年北海道胆振東部地震災害により被災した児童生徒等に関する調査票

学校名: _____

平成30年北海道胆振東部地震において被災等して、授業料減免等が必要となった私立の小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校に通う児童生徒(以下「要支援児童生徒」という。)について、以下の調査内容に回答下さい。
 ※学校ごとに回答してください。
 ※青色セルに記載をお願いします。

1. 平成30年北海道胆振東部地震による要支援児童生徒数について

学校区分	要支援児童生徒数(人)	家計急変が平成30年北海道胆振東部地震に起因することの確認状況			2. ②に記載する減免要件に該当する生徒数(見込)		
		①家計維持者の死亡、行方不明、疾病等(人)	②家計維持者の失業等(人)	③その他(家屋の被害等)(人)	具体的な内容	(A)	(B)
						(A)	(B)
記載例	100	20	20	0		0	0
小学校							
中学校							
高等学校							
中等教育学校							

大阪府で記載するため、回答不要です。

2. 都道府県の補助要件について (交付要綱等の提出を持って回答に代えることも可とします)

①現状の補助要件(補助対象、支援額、補助率等)について記載下さい。	
②平成30年北海道胆振東部地震により、補助要件の変更等した場合(検討中も含む)その内容について記載してください。	次の(A), (B)いずれかに該当する場合、「収入が著しく減少した場合」とみなす。 (A) 次のア、イの全てに該当する場合 ア: 平成30年の総所得金額見込額から平成30年北海道胆振東部地震による損害を復旧するために負担した費用の額 (平成30年度支出見込額を含み、保険金等による補てん額を除いた額)を差し引いた額が平成29年の総所得金額の2分の1以下になっていること。 イ: 平成29年の課税総所得金額が98万円に次の金額(※)を加えた額を超えている場合であって、平成30年の課税総所得金額(見込)から損害を復旧するために負担した費用の額を差し引いた金額が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。 (B) 次のウ、エの全てに該当する場合 ウ: 平成30年北海道胆振東部地震に起因する事情により、平成30年の総所得金額見込額が平成29年の課税総所得金額の2分の1以下になっていること。 エ: 平成29年の課税総所得金額が98万円に次の金額(※)を加えた額を超えている場合であって、平成30年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること。 (※)・0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり330千円 ・16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり120千円